

保育施設等を利用する保護者の皆様

仙台市長 郡 和子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う家庭での保育のお願い

日頃より、本市の保育・教育施設の運営等にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応するため、保育施設等の利用に関して、次のとおりご協力をお願いいたします。

また、保育所等の児童又は職員等に感染症が発生した場合などにおける休園等の取扱いについて、併せてお知らせいたします。

なお、今後の感染症の状況等の変化に伴い、対応を変更する場合には、改めてご案内いたします。

記

1 ご家庭等での保育への協力について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐには、多数の人が集まることを可能な限り避けることが重要とされていることから、保護者の皆様におかれましては、ご家庭等での保育が可能な場合には、できる限り保育施設等への登園を控えていただくなど、ご協力をお願いいたします。

なお、市内の保育施設等は原則開所としており、保育が必要な方については、引き続き保育施設等を利用いただけますが、引き続き、施設における感染予防対策や、日常生活における手洗い等の感染予防にご協力くださいますようお願いいたします。

(1) ご家庭等での保育を要請する期間

令和 2 年 5 月 6 日 (水) まで

(2) 本市の要請に基づきご家庭等で保育いただく場合の保育料の取扱い

0 歳児から 2 歳児については、次の計算式に基づき保育料を日割り計算し、登園を控えていただいた分の保育料を減額します。減額の対象となる期間は、令和 2 年 4 月 1 日 (水) から令和 2 年 5 月 6 日 (水) までといたします。

なお、一度月額保育料を全額お支払いいただき、後日、登園しなかった日数に応じた減額分を還付いたします。その手続き等については別途ご案内いたします。

<計算式>

$$\text{月額保育料} \times (\text{その月の開所日数} - \text{その月の欠席日数} (\text{※})) \div 25$$

※ 1 か月ごとに、上記期間の範囲内で、登園しない日を全て減額対象とします。(開所日のうち普段登園をしていない曜日や、期間中の体調不良等による欠席も、上記欠席日数に含めます)

2 本市の保育施設に感染症が発生した場合の臨時休園等の目安について

個別の発生状況に応じ異なりますが、概ね次に掲げる取扱いとします。
なお、この場合の保育料の取扱いについては、上記 1 (2) のとおりです。

(1) 園児又は職員が感染した状態で登園していた場合

臨時休園します (全部又は一部)。

(2) 園児又は職員が濃厚接触者として特定された場合

当該園児又は職員に登園自粛を要請します。

また、濃厚接触者が複数いる場合は、臨時休園 (全部又は一部) を積極的に検討します。

(3) 家族等が濃厚接触者として特定された場合

原則として開所を継続しますが、そうした園児が複数いるなど、近隣地域での流行が認められる場合は臨時休園 (全部又は一部) も検討します。

※その他、衛生対策強化の観点から臨時消毒作業を行う等により、短期の臨時休園を行う場合があります。

【1について】

仙台市子供未来局認定給付課認定調整係

TEL : 022-214-8655

【2について】

仙台市子供未来局運営支援課指導係

TEL : 022-214-8179

2・3号認定を受けて保育施設等を利用する保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等の 利用等に関する取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会の動向が刻々と変化しているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、保育施設等の利用に関する取扱いを下記のとおりといたします。

1 2か月を超えての長期欠席する場合について

保育施設等を利用中に2か月を超えて長期欠席をする場合は、原則として退所を求める取扱いとしておりますが、令和2年6月30日までは退所を求めないことといたします。

2 育児休業からの復職時期について

育児休業から復職予定の場合、原則として利用開始日から2か月後までに復職いただくこととしております（利用開始日が4月1日なら6月1日までに復職が必要）が、令和2年6月1日までの間に復職が必要とされていた方が、復職時期を延期する場合は、令和2年7月1日までに復職すればよいことといたします。

3 求職活動中である場合について

求職活動中で保育施設等を利用する場合、利用開始から3か月以内の就労を求めています（4月1日から利用する場合は7月1日までに就労する必要があります。）が、7月1日までに就労できず、引き続き求職活動による保育の必要性が認められる時には、再度求職活動中として利用を認める場合があります。各区役所保育給付課・宮城総合支所保健福祉課へご相談ください。

青葉区役所	保育給付課	保育係	(代)225-7211(内 6763)
宮城総合支所	保健福祉課	保育給付係	(代)392-2111(内 5444)
宮城野区役所	保育給付課	保育係	(代)291-2111(内 6763)
若林区役所	保育給付課	保育係	(代)282-1111(内 6763)
太白区役所	保育給付課	保育係	(代)247-1111(内 6763)
泉区役所	保育給付課	保育係	(代)372-3111(内 6763)

<保育料について>

0歳～2歳児について、本市からの家庭での保育の協力要請の期間（令和2年4月1日から令和2年5月6日まで）においては、欠席した分を日割り計算にて減額いたしますが、それ以外の期間における保育料については、欠席した分も減額対応はせず、保護者の方に月額保育料をご負担いただきます。（3歳以上児については、無償化の対象となるため該当ありません）

<お問い合わせ>
仙台市子供未来局認定給付課認定調整係
電話 022-214-8655